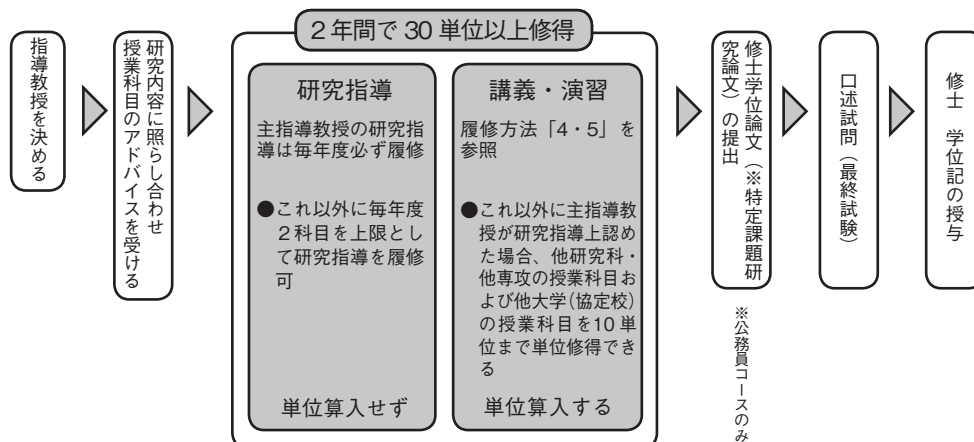


[法 学 研 究 科]

私 法 学 専 攻

前期課程

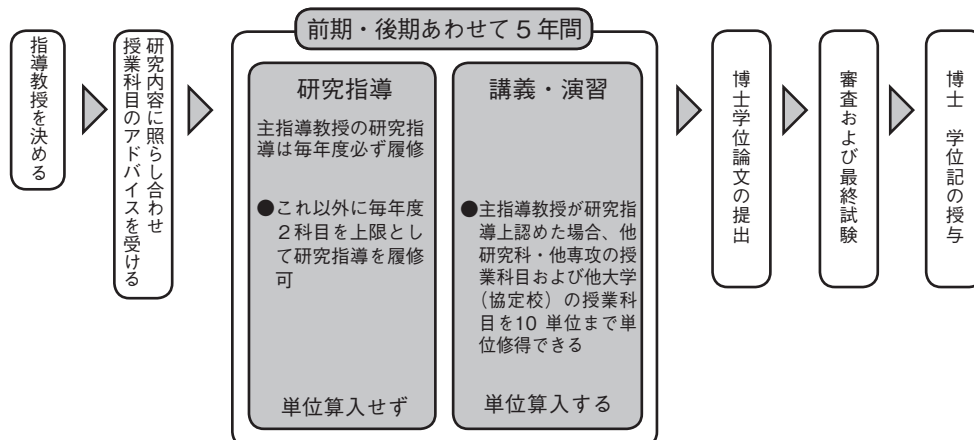
履修の流れ



私法学

後期課程

履修の流れ



私 法 学 専 攻

博士前期課程

授業科目・研究指導	講義・演習の別	単位	職 名	担当教員	備 考
民 法 特 論 I	講 義	4	教 授	小 林 秀 年	
民 法 特 論 II	講 義	4	准 教 授	太 矢 一 彦	
民 法 特 論 III	講 義	4	教 授	芦 野 訓 和	
民 法 特 論 IV	講 義	4	准 教 授	中 村 恵	
民 法 演 習 I	演 習	4	教 授	相 川 修	民法研究指導 I と共通(隔年開講)
民 法 演 習 II	演 習	4			本年度休講 (隔年開講)
民 法 演 習 III	演 習	4	教 授	芦 野 訓 和	民法研究指導 III と共通
民 法 演 習 IV	演 習	4	教 授	橋 本 昇 二	民法研究指導 IV と共通
民 法 演 習 V	演 習	4			本年度休講
商 法 特 論 I	講 義	4	非常勤講師	周 劍 龍	
商 法 特 論 II	講 義	4	教 授	遠 藤 喜 佳	
商 法 特 論 III	講 義	4	教 授	井 上 貴 也	
商 法 演 習 I	演 習	4	教 授	藤 村 知 己	商法研究指導 I と共通
商 法 演 習 II	演 習	4			本年度休講
商 法 演 習 III	演 習	4	教 授	遠 藤 喜 佳	商法研究指導 III と共通
企 業 法 演 習	演 習	4	教 授	楠 元 純一郎	企業法研究指導と共通
会 社 法 務 特 論	講 義	4			本年度休講
民 事 訴 訟 法 特 論	講 義	4	教 授	櫻 本 正 樹	
民 事 訴 訟 法 演 習 I	演 習	4			本年度休講
民 事 訴 訟 法 演 習 II	演 習	4	教 授	坂 本 恵 三	民事訴訟法研究指導 II と共通
法 哲 学 特 論	講 義	4	非常勤講師(兼担)	松 岡 誠	
法 制 史 特 論	講 義	4			本年度休講
外 国 法 (英 法)	講 義	4	教 授	今 井 雅 子	
外 国 法 (独 法)	講 義	4			本年度休講
外 国 法 (仏 法)	講 義	4	非常勤講師	矢 澤 昇 治	
国 際 私 法 演 習	演 習	4	教 授	笠 原 俊 宏	国際私法研究指導と共通
知 的 財 産 権 法 演 習	演 習	4	教 授	曾 我 一 正	知的財産権法研究指導と共通
労 働 法 特 論	講 義	4			本年度休講
労 働 法 演 習	演 習	4	教 授	鎌 田 耕 一	労働法研究指導と共通
労 災 補 償 法 演 習	演 習	4			本年度休講
経 済 法 特 論 I	講 義	4			本年度休講
経 済 法 特 論 II	講 義	4	准 教 授	多 田 英 明	
経 済 法 演 習	演 習	4			本年度休講
建 築 関 係 法 特 論	講 義	4	教 授	大 森 文 彦	
論 文 表 現 法	講 義	4	非常勤講師(兼担)	浅 海 伸 夫	
憲 法 演 習 I	演 習	4	教授(兼担)	森 田 明	
憲 法 演 習 II	演 習	4	教授(兼担)	名 雪 健 二	
憲 法 演 習 III	演 習	4	教授(兼担)	宮 原 均	
英 書 講 読	講 義	4	教 授	山 下 りえ子	
行 政 法 特 論	講 義	4	非常勤講師(兼担)	山 下 清兵衛	
経 済 原 論 特 論	講 義	4	非常勤講師	岡 崎 哲 郎	
刑 法 演 習 I	演 習	4			本年度休講
刑 法 演 習 II	演 習	4	教授(兼担)	武 藤 眞 朗	
刑 事 訴 訟 法 演 習	演 習	4	客員教授(兼担)	川 上 拓 一	
行 政 学 演 習	演 習	4	教授(兼担)	沼 田 良	
政 治 学 演 習	演 習	4	教授(兼担)	加 藤 秀治郎	
破 産 法 演 習	演 習	4	教 授	櫻 本 正 樹	破産法研究指導と共通

私法学

授業科目・研究指導	講義・演習の別	単位	職 名	担当教員	備 考
民法研究指導Ⅰ			教 授	相 川 修	(隔年開講)
民法研究指導Ⅱ					本年度休講 (隔年開講)
民法研究指導Ⅲ			教 授	芦 野 訓 和	
民法研究指導Ⅳ			教 授	橋 本 昇 二	
民法研究指導Ⅴ					本年度休講
商法研究指導Ⅰ			教 授	藤 村 知 己	
商法研究指導Ⅱ					本年度休講
商法研究指導Ⅲ			教 授	遠 藤 喜 佳	
民事訴訟法研究指導Ⅰ					本年度休講
民事訴訟法研究指導Ⅱ			教 授	坂 本 恵 三	
企業法研究指導			教 授	楠 元 純一郎	
国際私法研究指導			教 授	笠 原 俊 宏	
知的財産権法研究指導			教 授	曾 我 一 正	
労働法研究指導			教 授	鎌 田 耕 一	
労災補償法研究指導					本年度休講
経済法研究指導					本年度休講
破産法研究指導			教 授	櫻 本 正 樹	

履修方法

- 履修する授業科目は、指導教授の指示を受けて決定すること。
- 「研究指導」は、年度毎に3科目（主指導教授1名・副指導教授2名）を上限として、履修・単位修得（0単位）することができる（各研究指導は、指定された演習において行う）。
- 主指導教授の「研究指導」は、毎年度必ず履修すること。**
- 主指導教授以外が担当する「演習」または「講義」は、同一科目を在学中何回でも履修・単位修得することができるが、この場合、**修了単位として認められるのは、最初に修得した成績および単位のみとする**。したがって、2度目以降の履修・聴講は、「自由聴講」扱いとなり、成績および単位は認定されるが、修了要件としては扱わない。
- 主指導教授が担当する「演習」または「講義」は、在学中2回（8単位）まで履修・単位修得することができ、かつ修得した単位は修了単位として認められる（「研究指導」と共通して開講されているもので、1科目のみが対象となる）。**3回目以降**（原級した場合等）の履修・聴講は「自由聴講」扱いとなり、成績および単位は認定されるが、**修了要件としては扱わない**。
- 本表に掲げたものの他、指導教授が教育研究上必要と認めるときは、本学の他研究科・専攻の授業科目および他大学（協定校）の授業科目を**10単位まで**単位修得することができる（同一名称の科目は1回のみ単位修得できる）。修得した単位は修了要件の単位に充当する。
- 公務員コースに所属する者は、P.113の内規に従い履修すること。

博士後期課程

授業科目・研究指導	講義・演習の別	単位	職 名	担当教員	備 考
民法特殊研究Ⅰ	講 義	4			本年度休講
民法特殊研究Ⅱ	講 義	4	教 授	熊 田 裕 之	民法研究指導Ⅱと共通
民法特殊演習Ⅰ	演 習	4	教 授	相 川 修	民法研究指導Ⅴと共通
民法特殊演習Ⅱ	演 習	4			本年度休講
民法特殊演習Ⅲ	演 習	4			本年度休講
民法特殊演習Ⅳ	演 習	4	教 授	橋 本 昇 二	民法研究指導Ⅳと共通
商法特殊研究Ⅰ	講 義	4	非常勤講師	周 劍 龍	
商法特殊研究Ⅱ	講 義	4	教 授	遠 藤 喜 佳	
商法特殊演習Ⅰ	演 習	4	教 授	藤 村 知 己	商法研究指導Ⅰと共通
商法特殊演習Ⅱ	演 習	4	教 授	遠 藤 喜 佳	商法研究指導Ⅱと共通
企業法特殊演習	演 習	4			本年度休講
民事訴訟法特殊研究	講 義	4			本年度休講
民事訴訟法特殊演習Ⅰ	演 習	4			本年度休講
民事訴訟法特殊演習Ⅱ	演 習	4	教 授	坂 本 恵 三	民事訴訟法研究指導Ⅱと共通
比較法学特殊研究	講 義	4			本年度休講
国際私法特殊研究	講 義	4	教 授	笠 原 俊 宏	国際私法研究指導と共通
知的財産権法特殊演習	演 習	4	教 授	曾 我 一 正	知的財産権法研究指導と共通
労働法特殊演習	演 習	4	教 授	鎌 田 耕 一	労働法研究指導と共通
経済法特殊演習	演 習	4			本年度休講
英米財産法特殊研究	講 義	4			本年度休講
倒産法特殊研究	講 義	4	教 授	櫻 本 正 樹	
民法研究指導Ⅰ					本年度休講
民法研究指導Ⅱ			教 授	熊 田 裕 之	
民法研究指導Ⅲ					本年度休講
民法研究指導Ⅳ			教 授	橋 本 昇 二	
民法研究指導Ⅴ			教 授	相 川 修	
商法研究指導Ⅰ			教 授	藤 村 知 己	
商法研究指導Ⅱ			教 授	遠 藤 喜 佳	
民事訴訟法研究指導Ⅰ					本年度休講
民事訴訟法研究指導Ⅱ			教 授	坂 本 恵 三	
企業法研究指導					本年度休講
国際私法研究指導			教 授	笠 原 俊 宏	
知的財産権法研究指導			教 授	曾 我 一 正	
労働法研究指導			教 授	鎌 田 耕 一	
経済法研究指導					本年度休講

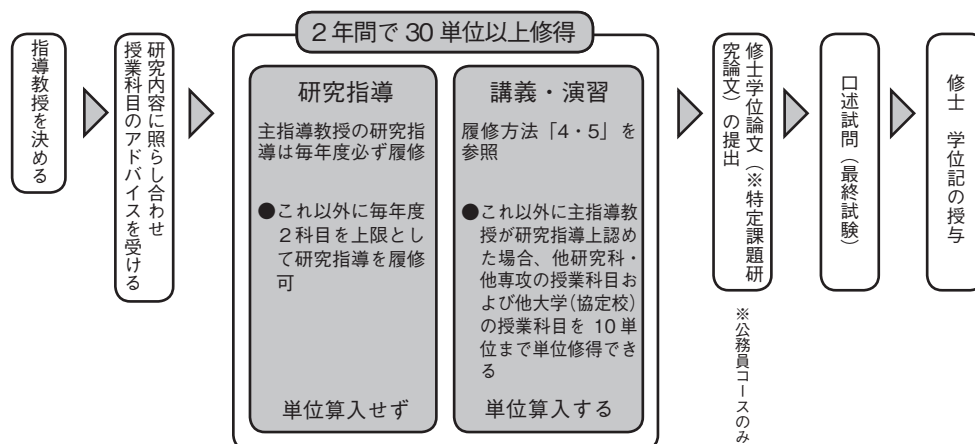
履修方法

- 履修する授業科目は、指導教授の指示を受けて決定すること。
- 「研究指導」は、年度毎に3科目（主指導教授1名・副指導教授2名）を上限として、履修・単位修得（0単位）することができる（各研究指導は、指定された講義または演習において行う）。
- 主指導教授の「研究指導」は、毎年度必ず履修すること。
- 本表に掲げたものの他、指導教授が教育研究上必要と認めるときは、本学の他研究科・専攻の授業科目および他大学（協定校）の授業科目を10単位まで単位修得することができる（同一名称の科目は1回のみ単位修得できる）。

公法学専攻

前期課程

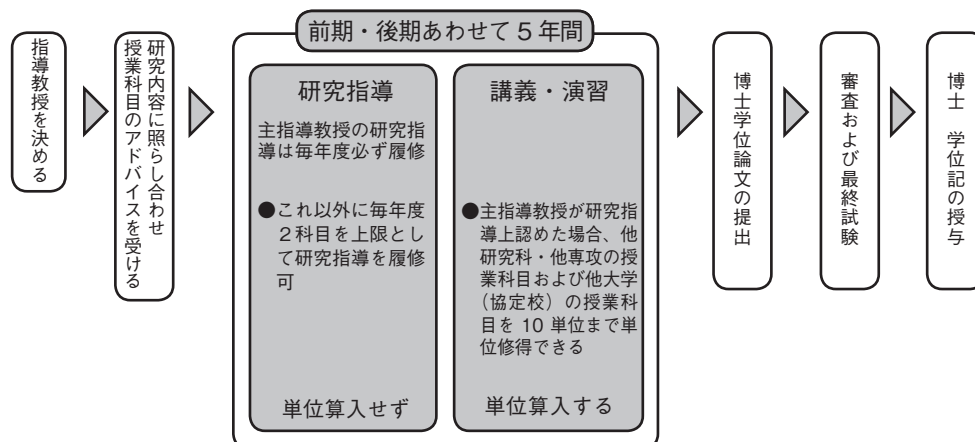
履修の流れ



公法学

後期課程

履修の流れ



公 法 学 専 攻

博士前期課程

授業科目・研究指導	講義・演習の別	単位	職 名	担当教員	備 考
憲 法 演 習 I	演 習	4	教 授	森 田 明	憲法研究指導 I と共通
憲 法 演 習 II	演 習	4	教 授	名 雪 健 二	憲法研究指導 II と共通
憲 法 演 習 III	演 習	4	教 授	宮 原 均	憲法研究指導 III と共通
未 成 年 者 保 護 法 演 習	演 習	4	教 授	森 田 明	未成年者保護法研究指導と共通
行 政 法 演 習 I	演 習	4			本年度休講
行 政 法 演 習 II	演 習	4	客 員 教 授	森 稔 樹	行政法研究指導 II と共通
行 政 学 演 習	演 習	4	教 授	沼 田 良	行政学研究指導と共通
租 税 法 特 論 I	講 義	4	客 員 教 授	渡 邊 充	
租 税 法 特 論 II	講 義	4	客 員 教 授	渡 邊 充	
租 税 法 演 習	演 習	4	教 授	高 野 幸 大	
社 会 保 障 法 特 論	講 義	4	准 教 授	上 田 真 理	
刑 法 特 論	講 義	4			本年度休講
刑 法 演 習 I	演 習	4			本年度休講
刑 法 演 習 II	演 習	4	教 授	武 藤 眞 朗	刑法研究指導 II と共通
刑 事 訴 訟 法 特 論	講 義	4			本年度休講
刑 事 訴 訟 法 演 習	演 習	4	客 員 教 授	川 上 拓 一	刑事訴訟法研究指導と共通
刑 事 政 策 特 論	講 義	4	教 授	武 藤 眞 朗	
法 哲 学 特 論	講 義	4	非常勤講師	松 岡 誠	
政 治 学 演 習	演 習	4	教 授	加 藤 秀 治 郎	政治学研究指導と共通
比 較 法 思 想 史 演 習	演 習	4			本年度休講
国 際 公 法 特 論	講 義	4	非常勤講師	龍 澤 邦 彦	集中講義（前期・後期開講）
国 際 公 法 演 習	演 習	4	教 授	齋 藤 洋	国際公法研究指導と共通
論 文 表 現 法	講 義	4	非常勤講師	浅 海 伸 夫	
外 国 法（英 法）	講 義	4	教授（兼担）	今 井 雅 子	
外 国 法（独 法）	講 義	4			本年度休講
外 国 法（仏 法）	講 義	4	非常勤講師（兼担）	矢 澤 昇 治	
法 制 史 特 論	講 義	4			本年度休講
民 法 特 論 III	講 義	4	教授（兼担）	芦 野 訓 和	
英 書 講 読	講 義	4	教授（兼担）	山 下 り え 子	
行 政 法 特 論	講 義	4	非常勤講師	山 下 清 兵 衛	
経 済 原 論 特 論	講 義	4	非常勤講師（兼担）	岡 崎 哲 郎	
民 法 特 論 II	講 義	4			本年度休講
民 法 演 習 IV	演 習	4	教授（兼担）	橋 本 昇 二	
商 法 演 習 I	演 習	4	教授（兼担）	藤 村 知 己	
商 法 演 習 II	演 習	4			本年度休講
商 法 演 習 III	演 習	4	教授（兼担）	遠 藤 喜 佳	
民 事 訴 訟 法 演 習 II	演 習	4	教授（兼担）	坂 本 恵 三	

授業科目・研究指導	講義・演習の別	単位	職 名	担当教員	備 考
憲 法 研 究 指 導 I			教 授	森 田 明	
憲 法 研 究 指 導 II			教 授	名 雪 健 二	
憲 法 研 究 指 導 III			教 授	宮 原 均	
未成年者保護法研究指導			教 授	森 田 明	
行 政 法 研 究 指 導 I					本年度休講
行 政 法 研 究 指 導 II			客員教授	森 稔 樹	
行 政 学 研 究 指 導			教 授	沼 田 良	
刑 法 研 究 指 導 I					本年度休講
刑 法 研 究 指 導 II			教 授	武 藤 眞 朗	
刑 事 訴 訟 法 研 究 指 導			客員教授	川 上 拓 一	
租 税 法 研 究 指 導 ①			教 授	高 野 幸 大	
租 税 法 研 究 指 導 ②			客員教授	渡 邊 充	
政 治 学 研 究 指 導			教 授	加 藤 秀治郎	
比較法思想史研究指導					本年度休講
国 際 公 法 研 究 指 導			教 授	齋 藤 洋	

履修方法

- 履修する授業科目は、指導教授の指示を受けて決定すること。
- 「研究指導」は、年度毎に3科目（主指導教授1名・副指導教授2名）を上限として、履修・単位修得（0単位）することができる。
- 主指導教授の「研究指導」は、毎年度必ず履修すること。**
- 主指導教授以外が担当する「演習」または「講義」は、同一科目を在学中何回でもこれを履修・単位修得することができるが、この場合、**修了単位として認められるのは、最初に修得した成績および単位のみとする**。したがって、2度目以降の履修・聴講については、いわゆる自由聴講扱いとなり、成績および単位として認定されるが、修了要件としては扱われない。
- 主指導教授が担当する「演習」または「講義」については、在学中2回（8単位）までこれを履修・単位修得することができ、かつ修得した単位は修了単位として認められる（「研究指導」と共通して開講されているもので、1科目のみが対象となる。ただし、「租税法演習」「租税法特論Ⅰ」「租税法特論Ⅱ」については、「研究指導」と共通して開講されていないが、この取り扱いの対象となる。また、「租税法特論Ⅰ」「租税法特論Ⅱ」についてはいずれか1科目が対象となる）。**3回目以降**（原級した場合等）の履修・聴講については「自由聴講」扱いとなり、成績および単位は認定されるが、**修了要件としては扱われない**。
- 本表に掲げたものの他、指導教授が教育研究上必要と認めるときは、本学の他研究科・専攻の授業科目および他大学（協定校）の授業科目を**10単位まで**単位修得することができる（同一名称の科目については1回のみこれを単位修得することができる）。修得した単位は修了要件の単位に充当される。
- 公務員コースに所属する者は、P.113の内規に従い履修すること。

博士後期課程

授業科目・研究指導	講義・演習の別	単位	職 名	担当教員	備 考
憲 法 特 殊 研 究 I	演 習		教 授	森 田 明	憲法研究指導 I と共通
憲 法 特 殊 研 究 II	演 習		教 授	名 雪 健 二	憲法研究指導 II と共通
憲 法 特 殊 研 究 III	演 習		教 授	宮 原 均	憲法研究指導 III と共通
国 際 公 法 特 殊 研 究	講 義		教 授	齋 藤 洋	国際公法研究指導と共通
政 治 学 特 殊 研 究	演 習		教 授	加 藤 秀治郎	政治学研究指導と共通
比 較 法 思 想 史 特 殊 研 究	講 義				本年度休講
法 哲 学 特 殊 研 究	講 義		非常勤講師	松 岡 誠	
行 政 法 特 殊 研 究 I	演 習				本年度休講
行 政 法 特 殊 研 究 II	演 習				本年度休講
行 政 学 特 殊 研 究	演 習		客員教授	佐 藤 俊 一	行政学研究指導と共通
租 税 法 特 殊 研 究	講 義		教 授	高 野 幸 大	租税法研究指導と共通
社 会 保 障 法 特 殊 研 究	講 義				本年度休講
刑 法 特 殊 研 究 I	講 義				本年度休講
刑 法 特 殊 研 究 II	演 習		教 授	武 藤 眞 朗	刑法研究指導と共通
刑 事 訴 訟 法 特 殊 研 究	演 習				本年度休講
刑 事 政 策 特 殊 研 究	講 義				本年度休講
憲 法 研 究 指 導 I			教 授	森 田 明	
憲 法 研 究 指 導 II			教 授	名 雪 健 二	
憲 法 研 究 指 導 III			教 授	宮 原 均	
国 際 公 法 研 究 指 導			教 授	齋 藤 洋	
政 治 学 研 究 指 導			教 授	加 藤 秀治郎	
行 政 法 研 究 指 導 I					本年度休講
行 政 法 研 究 指 導 II					本年度休講
行 政 学 研 究 指 導			客員教授	佐 藤 俊 一	
刑 法 研 究 指 導			教 授	武 藤 眞 朗	
刑 事 訴 訟 法 研 究 指 導					本年度休講
租 税 法 研 究 指 導			教 授	高 野 幸 大	

履修方法

- 履修する授業科目は、指導教授の指示を受けてこれを決定すること。
- 「研究指導」は、年度毎に3科目（主指導教授1名・副指導教授2名）を上限として、これを履修することができる（各研究指導については、指定された講義または演習においてこれを行う）。
- 主指導教授の「研究指導」については、毎年度必ず履修すること。
- 本表に掲げたものの他、指導教授が教育研究上必要と認めるときは、本学の他研究科・専攻の授業科目および他大学（協定校）の授業科目を10単位まで単位修得することができる（同一名称の科目については1回のみこれを単位修得することができる）。

東洋大学大学院法学研究科公務員コースの単位修得および修了に関する内規

(目 的)

第1条 この内規は、東洋大学大学院法学研究科博士前期課程に設けられた公務員コース（以下本コースという。）に所属し、修士（法学）の学位取得を目指す者の単位の修得と修了に関する事項を定める。

(コースおよびコース主任)

第2条 本コースは、私法学専攻博士前期課程と公法学専攻博士前期課程に共通コースとして設置する。

2 本コースに所属することを希望する者は、その旨を第一年次5月末日までに届け出なければならない。

3 本コースの運営にあたるために、本コース科目担当者たる法学研究科委員の中から互選によりコース主任1名を選任する。

(単位の修得)

第3条 本コースに所属する者は、この内規の附則2に定める開講科目を履修するようにつとめなければならない。

(指導教員)

第4条 本コースに所属する者は、その所属する私法学専攻または公法学専攻の科目担当教員の中から、主指導教授1名と副指導教授1名をその承諾を得て届け出なければならない。

2 主および副指導教授は、原則として内規附則2に定める科目の担当者であることを要する。

但し、特段の事由があるときは、法学研究科委員会の承認を得て、科目担当者以外の教員を以ってこれに充てることができる。

3 主および副指導教授については、次条第1項本文が定める論文の選択とともに、第一年次の5月末日までにこれを届出なければならない。

(学位論文・特定課題研究論文の提出)

第5条 本コースに所属する者は、東洋大学大学院学則第12条第1項が規定する「特定課題研究論文」の提出を選択することができる。

但し、特定課題研究論文の提出を選択したときは、この論文を以て税理士国家試験免除申請における修士論文とすることはできない。

2 本コースに所属する者が、前項学則第12条第1項が規定する修士論文の提出時にその選択を前項が規定する特定課題論文に変更するとき、もしくはその逆の場合は、現主指導教授の承諾を得て、遅くとも第二年次の5月末日までにその旨を届出なければならない。

この届出にあたっては、論文題目のほか、主および副指導教授も併せて届出を要する。

3 特定課題研究論文は、この内規附則2に掲げる開講科目の中から1科目について提出するものとする。

4 前項の論文は100枚（200字詰用紙以下同じ。）を目途とする。

5 本条第3項の論文については、主指導教授が、副指導教授と協議の上、審査報告書を作成するものとする。

第6条 本内規は在学生にも遡及させて適用させる。但し、第2条第2項の届出はその学年の5月末日までとする。（特定課題研究論文の取扱い等）

第7条 本コースに所属し、特定課題研究論文の提出を選択した者が提出した論文については、この内規に特別の定めのある場合を除くほか、東洋大学大学院学則および東洋大学学位規則の定めによるものとする。

(特定課題研究論文の保存)

第8条 大学院教務課は、審査の終了した特定課題研究論文を東洋大学大学院学則第12条第1項が定める修士論文と同様に保存しなければならない。

(改正手続)

第9条 この内規の改正は、法学研究科委員会の承認を得ることを要する。

附則

1 この内規は平成16年度入学者および在学生から適用する。

2 内規第3条が規定する開講科目は、下記のとおりとする。

但し、受験を目指す試験の関係で下記の科目以外が必要となる場合は、法学研究科委員長の許可を得て、コース科目に編入することができる。

	科目名	開講科目名	単位
公務員 コース 科目一 覧	憲法	憲法演習Ⅰ／憲法演習Ⅱ／憲法演習Ⅲ	4
	民法	民法特論Ⅲ	4
	行政法	行政法特論	4
	経済原論	経済原論特論	4
	商法	商法演習Ⅰ／商法演習Ⅱ／商法演習Ⅲ	4
	刑法	刑法演習Ⅰ／刑法演習Ⅱ	4
	行政学	行政学演習	4
	政治学	政治学演習	4

公務員コース前期課程修了試験取扱い要領

東洋大学大学院法学研究科公務員コース博士前期課程の修了試験は、以下のような取扱いによるものとする。

1. 公務員コース（以下本コースという）に在籍する院生のうち、特定課題研究論文の提出を選択した者の前期課程修了試験については、この取扱い要領を適用する。
2. 本コース在籍者のうち、特定課題研究論文の提出を選択した者は、次の（１）または（２）のいずれかを選択して、その旨を大学院教務課に届出なければならない。
 - （１）５科目選択
内規第３条が掲げる５科目につき出題された課題問題につき、各科目2000字以上の論文を提出する。問題の出題時期は各科目担当教員がこれを適宜定める。
なお、論文題目は私法学専攻については「私法と公法における諸問題」とし、公法学専攻については「公法と私法における諸問題」とする。
 - （２）１科目選択
内規第３条が掲げる開講科目の中から１科目を選択し、指導教授の指導によりテーマを決定して、そのテーマにつき、100枚（200字詰用原稿用紙）を目途とする課題論文を提出する。
3. 前記２の定める論文の提出は、一般院生の修士論文の提出時期と同様とする。
4. 特定課題研究論文を提出した本コースの在籍者のうち、前記２の（２）の者については、口述試験は一般コースの院生の口述試験に準じてこれを行い、前記２の（１）の者に対する口述試験は、２～３科目担当の出題者によって行う。

※２の（１）及至（２）の科目については内規参照